

豊川市小坂井文化センター条例

平成 21 年 12 月 22 日条例第 45 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 の規定に基づき、豊川市小坂井文化センター（以下「センター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 隣保事業（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項第 11 号に規定する隣保事業をいう。以下同じ。）を行うため、センターを豊川市伊奈町新町 170 番地 2 に設置する。

(職員)

第 3 条 センターに館長その他必要な職員を置く。

(事業)

第 4 条 センターは、隣保事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生活相談及び生活改善に関すること。
- (2) 保健衛生及び社会福祉に関すること。
- (3) 社会教育及び青少年育成に関すること。
- (4) 教養文化及びレクリエーションに関すること。
- (5) 啓発及び広報に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(利用時間)

第 5 条 センターの利用時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

(休館日等)

第 6 条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更し、センターの全部若しくは一部を臨時に休館し、又は開館することができる。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日までの日

(利用の許可)

第 7 条 センターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。その許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又は附属設備をき損するおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、利用させることが適当でないとき。

(特別の設備等)

第9条 第7条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、センターに特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第10条 利用者は、センターを利用する権利を譲渡し、又は利用の許可を受けた施設若しくは付属設備を転貸してはならない。

(利用者の義務)

第11条 利用者は、センターの利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに第7条第2項の規定により許可に付けられた条件及び市長の指示に従わなければならない。

(利用許可の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。

- (1) 利用許可の申請に偽りがあつたとき。
- (2) 第8条各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。
- (3) 利用者が前条の規定に違反したとき。
- (4) 工事その他のセンターの管理上やむを得ない事由が発生したとき。
- (5) 公共の福祉のためやむを得ない事由があるとき。

2 前項第1号から第3号までの規定のいずれかに該当し、市長が利用の許可を取り消し、又は利用を中止させた場合において利用者に損害を生じることがあつても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第13条 センターの使用料は、無料とする。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、センターの利用を終わったとき、又は利用の許可を取り消されたとき、若しくは利用を中止したときは、直ちに原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第 15 条 利用者は、センターの施設又は附属設備をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(運営審議会の設置)

第 16 条 センターに関する重要な事項を調査審議するため、豊川市小坂井文化センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。

(宝飯郡小坂井町の編入に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に小坂井町文化センターの設置及び管理に関する条例（昭和 55 年小坂井町条例第 22 号。以下「旧小坂井町条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりされたものとみなす。

3 この条例の施行の日前に旧小坂井町条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料については、旧小坂井町条例の規定の例による。